

令和6年度における国保運営方針に基づく取組の進捗状況について

第1章 基本的事項

項目	運営方針記載の主な取組等の内容
1 策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度以降の国保制度では県が市町と共に国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担う。 県が市町とともに国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営を進めるため、県内の統一的な運営方針として国保運営方針を定め、市町が担う事務の標準化、効率化、広域化を推進
2 策定の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2
3 対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年(2024年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで(6年間)

第2章 国民健康保険の医療に要する費用および財政の見通し

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 市町国保の被保険者の状況	市町国保の被保険者数および世帯数はともに減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の状況 (H30) 146,826人 (R3) 136,073人 	<引続き減少(R3-R5年度 平均 5.3%減)> (R3) 136,073人 (R4) 128,701人 (R5) 122,018人
		<ul style="list-style-type: none"> ○世帯の状況 (H30) 92,883世帯 (R3) 89,193世帯 	<引続き減少(R3-R5年度 平均 2.3.2%減)> (R3) 89,193世帯 (R4) 88,470世帯 (R5) 85,197世帯

	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者に占める前期高齢者(65-74歳)の割合は増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者に占める前期高齢者の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30年度</td> <td>49.9%</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>53.3%</td> <td>44.8%</td> </tr> </tbody> </table> 		福井県	全国	H30年度	49.9%	43.2%	R4年度	53.3%	44.8%	<ul style="list-style-type: none"> <団塊の世代の後期高齢者医療制度に伴い、減少傾向(R3-R5年度 平均 0.5ポイント減)> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>53.6%</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>53.3%</td> <td>44.8%</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>52.6%</td> <td>44.0%</td> </tr> </tbody> </table> 		福井県	全国	R3年度	53.6%	45.5%	R4年度	53.3%	44.8%	R5年度	52.6%	44.0%
	福井県	全国																						
H30年度	49.9%	43.2%																						
R4年度	53.3%	44.8%																						
	福井県	全国																						
R3年度	53.6%	45.5%																						
R4年度	53.3%	44.8%																						
R5年度	52.6%	44.0%																						
2 医療費の動向	<ul style="list-style-type: none"> 国保医療費総額は減少しているものの、1人当たり医療費は増加 1人当たり医療費は全国平均より高水準で推移 1人当たり医療費は市町間で約1.2倍の差 	<ul style="list-style-type: none"> ○1人当たり医療費 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30年度</td> <td>405,741円</td> <td>367,989円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>428,280円</td> <td>394,729円</td> </tr> </tbody> </table> 		福井県	全国	H30年度	405,741円	367,989円	R3年度	428,280円	394,729円	<ul style="list-style-type: none"> <R5年度までは増加傾向> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>428,280円</td> <td>394,729円</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>443,564円</td> <td>403,817円</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>456,609円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 		福井県	全国	R3年度	428,280円	394,729円	R4年度	443,564円	403,817円	R5年度	456,609円	—
			福井県	全国																				
		H30年度	405,741円	367,989円																				
R3年度	428,280円	394,729円																						
	福井県	全国																						
R3年度	428,280円	394,729円																						
R4年度	443,564円	403,817円																						
R5年度	456,609円	—																						
<ul style="list-style-type: none"> ○国保医療費総額 (H30) 613.0億円 (R3) 597.2億円 	<ul style="list-style-type: none"> <28年度以降、減少傾向で推移> (R5年度は団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行などによる被保険者数の減少に伴い、大幅に減少) (R3) 597.2億円 (R4) 593.3億円 (R5) 578.1億円 																							
<ul style="list-style-type: none"> ○市町別医療費(千円) (H30) 1位美浜町485 17位南越前町382 1.27倍 (R3) 1位美浜町482 17位南越前町408 1.21倍 	<ul style="list-style-type: none"> <市町間の医療費格差は縮小傾向> ○市町別医療費(千円) (R3) 1位美浜町482 17位鯖江市398 1.21倍 (R4) 1位美浜町508 17位鯖江市414 1.23倍 (R5) 1位美浜町500 17位鯖江市428 1.17倍 																							
3 医療費と一人当たり保険料の将来見通し	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者が減少する一方、高齢化や医療の高度化により1人当たり医療費は増加、医療費総額は減少の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ○1人当たり医療費 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R3(実績)</th> <th>R5(推計)</th> <th>R11(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>42.9万円</td> <td>46.5万円</td> <td>49.7万円</td> </tr> </tbody> </table> ○国保医療費総額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R3(実績)</th> <th>R5(推計)</th> <th>R11(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>597.2億円</td> <td>600.0億円</td> <td>588.4億円</td> </tr> </tbody> </table> 	R3(実績)	R5(推計)	R11(推計)	42.9万円	46.5万円	49.7万円	R3(実績)	R5(推計)	R11(推計)	597.2億円	600.0億円	588.4億円										
	R3(実績)	R5(推計)	R11(推計)																					
42.9万円	46.5万円	49.7万円																						
R3(実績)	R5(推計)	R11(推計)																						
597.2億円	600.0億円	588.4億円																						
<ul style="list-style-type: none"> 第4次医療費適正化計画の「都道府県医療費の将来推計ツール」により、将来の一人当たり保険料を機械的に算出すると、令和11年度に向けて増加が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保保険料(医療分)年額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R3(実績)</th> <th>R11(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>72,574円</td> <td>87,588円</td> </tr> </tbody> </table> 	R3(実績)	R11(推計)	72,574円	87,588円																			
R3(実績)	R11(推計)																							
72,574円	87,588円																							

<p>4 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p>	<p>(市町) ・一般会計からの法定外繰入や繰上充用(過年度累積赤字)によらず、当該年度の収支の均衡を保持</p> <p>(県) ・必要以上に黒字幅や繰越金を確保することがないよう、また、各年で保険料水準が過度に上下することがないよう、市町の財政状況を見極めながら、バランスのよい財政運営を実施</p>	<p>○国保財政の状況</p> <p>・単年度収支差(単年度収入-単年度支出) (H30) +1,199 百万円 【黒字 12 市町、赤字 5 市町】 (R3) +1,193 百万円 【黒字 13 市町、赤字 4 市町】</p> <p>・形式的収支差(収入合計-支出合計) (H30) +1,397 百万円 【過年度累積赤字を除く収支差:+2,006 百万円】 (R3) +2,352 百万円 【過年度累積赤字を除く収支差:+2,352 百万円】 ※形式的収支には、基金等繰入金、繰越金、過年度累積赤字を含む。</p>	<p><単年度収支・形式的収支とも黒字傾向></p> <p>・単年度収支差(単年度収入-単年度支出) (R3) +1,193 百万円 【黒字 13 市町、赤字 4 市町】 (R4) +376 百万円 【黒字 9 市町、赤字 8 市町】 (R5) ▲275 百万円 【黒字 5 市町、赤字 12 市町】</p> <p>・形式的収支差(収入合計-支出合計) (R3) +2,352 百万円 【過年度累積赤字なし】 (R4) +1,976 百万円 【過年度累積赤字なし】 (R5) +1,458 百万円 【過年度累積赤字なし】</p>
<p>5 赤字削減・解消の取組み</p>	<p>・国保財政の安定化に向け、各市町において赤字の削減・解消を着実に推進</p> <p>・赤字発生の翌々年度までに赤字を解消できない市町は、医療費適正化・保険料設定見直し・収納率向上などの対策、赤字解消の目標年次等を定めた計画を策定</p> <p>・今後新たに赤字削減・解消計画を作成する場合は、赤字の翌々年度から 6 年以内の解消が基本</p>	<p>○県内市町国保の赤字の状況</p> <p>・決算補填等目的の法定外繰入 (H30) 157 百万円 【3 市町】 (R3) 42 百万円 【2 市町】</p> <p>・過年度累積赤字(繰上充用) (H30) 309 百万円 【1市】 (R3) なし</p>	<p><決算補填目的の法定外繰入は 1 市町に減少、過年度累積赤字はすべて解消></p> <p>○県内市町国保の赤字の状況</p> <p>・決算補填等目的の法定外繰入 (R3) 42 百万円 【2 市町】 (R4) 73 百万円 【1 市町】 (R5) 97 百万円 【1 市町】</p> <p>・過年度累積赤字(繰上充用) (R3~R5) なし</p> <p>○赤字解消に向けた取組み ・赤字削減・解消計画を策定し、段階的に赤字を解消【策定市町】 おおい町(H30 策定)</p>

6 財政安定化基金の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の保険料収納額の不足に対し、貸付・交付 ・医療給付費の増大による県の財源不足に対し、基金を取り崩して充当 ・令和4年4月から年度間の財政調整機能が付与 ・決算剰余金を財政調整事業分として積立てた範囲内で基金を取崩し、国保特別会計への繰入が可能 		<p>○R5 年度決算の状況</p> <table border="1" data-bbox="1792 277 2320 369"> <tr> <td>市町への貸付・交付</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>県特別会計への繰入</td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>※基金残高(5 年度末見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体基金(貸付・交付) 10.7 億円 ・本体基金(財政調整) 35.7 億円 ・特例基金(激変緩和) 0 億円 ・特例基金(公費拡充) 1.8 億円 	市町への貸付・交付	該当なし	県特別会計への繰入	該当なし
市町への貸付・交付	該当なし						
県特別会計への繰入	該当なし						

第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																																																			
		記載データ																																																				
1 保険料賦課の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の1人当たり保険料は、最高と最低で約 1.4 倍の差 	<p>○1人当たり保険料(平均)</p> <table border="1" data-bbox="1032 991 1733 1134"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30 年度</td> <td>100,171 円</td> <td>95,391 円</td> </tr> <tr> <td>R3 年度</td> <td>104,276 円</td> <td>97,179 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各市町1人当たり保険料の差</p> <table border="1" data-bbox="1020 1243 1733 1411"> <thead> <tr> <th></th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30 年度</td> <td>105,080 円</td> <td>70,129 円</td> <td>1.50 倍</td> </tr> <tr> <td>R3 年度</td> <td>115,465 円</td> <td>81,861 円</td> <td>1.41 倍</td> </tr> </tbody> </table>			福井県	全国	H30 年度	100,171 円	95,391 円	R3 年度	104,276 円	97,179 円		最高	最低	差	H30 年度	105,080 円	70,129 円	1.50 倍	R3 年度	115,465 円	81,861 円	1.41 倍	<p><税率改定により、R4 は減少></p> <table border="1" data-bbox="1792 974 2421 1159"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3 年度</td> <td>104,276 円</td> <td>97,179 円</td> </tr> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>101,425 円</td> <td>99,378 円</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>103,643 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><1 人当たり保険料の差は横ばいで推移></p> <table border="1" data-bbox="1768 1243 2540 1419"> <thead> <tr> <th></th> <th>最高</th> <th>最低</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 3 年度</td> <td>115,465 円</td> <td>81,861 円</td> <td>1.41 倍</td> </tr> <tr> <td>R 4 年度</td> <td>113,058 円</td> <td>81,783 円</td> <td>1.38 倍</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>118,530 円</td> <td>84,852 円</td> <td>1.40 倍</td> </tr> </tbody> </table>			福井県	全国	R 3 年度	104,276 円	97,179 円	R 4 年度	101,425 円	99,378 円	R 5 年度	103,643 円	—		最高	最低	差	R 3 年度	115,465 円	81,861 円	1.41 倍	R 4 年度	113,058 円	81,783 円	1.38 倍	R 5 年度	118,530 円	84,852 円	1.40 倍
	福井県	全国																																																				
H30 年度	100,171 円	95,391 円																																																				
R3 年度	104,276 円	97,179 円																																																				
	最高	最低	差																																																			
H30 年度	105,080 円	70,129 円	1.50 倍																																																			
R3 年度	115,465 円	81,861 円	1.41 倍																																																			
	福井県	全国																																																				
R 3 年度	104,276 円	97,179 円																																																				
R 4 年度	101,425 円	99,378 円																																																				
R 5 年度	103,643 円	—																																																				
	最高	最低	差																																																			
R 3 年度	115,465 円	81,861 円	1.41 倍																																																			
R 4 年度	113,058 円	81,783 円	1.38 倍																																																			
R 5 年度	118,530 円	84,852 円	1.40 倍																																																			
2 納付金の算定方式	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費水準 ・納付金の算定に市町ごとの医療費水準の差を反映 (医療費指数反映係数 $\alpha = 1$) ・将来に向けて納付金に医療費水準が反映されないようにする ($\alpha = 0$) 	<p>○年齢調整後医療費指数(R1~R3 平均)</p> <p>【最高】 1.17(美浜町)</p> <p>【最低】 0.94(高浜町)</p> <p>※ 医療費指数とは医療費の全国平均値を「1」としたときに、全国平均と比して医療費の高低を示す指数。指数が1より高ければ全国平均より医療費が高いことを示し、指数が1より低ければ全国平均より医療費が低いことを示す。</p>		<p>○年齢調整後医療費指数(R3~R5 平均)</p> <p>(※高額医療費共同負担後の医療費指数)</p> <p>【最高】 1.12(美浜町)</p> <p>【最低】 0.97(南越前町)</p>																																																		

	<p>○高額医療費の共同負担 ・年齢調整後の医療費指数算出にあたり、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療費は、被保険者数に応じ全市町の共同負担とする</p>																																		
	<p>○応能割・応益割の割合 ・応能割:応益割 = β:1 ※β:全国平均を1とした場合の本県の所得水準</p>		<p>○応能割:応益割の割合 ・R元年度 0.98:1 ・R4年度 1.02:1 ・R2年度 0.99:1 ・R5年度 1.00:1 ・R3年度 1.01:1 ・R6年度 1.00:1</p>																																
	<p>○賦課限度額 ・政令に定める額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4年度</td> <td>65万円</td> <td>20万円</td> <td>17万円</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	R4年度	65万円	20万円	17万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>65万円</td> <td>20万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>65万円</td> <td>22万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>R6年度</td> <td>65万円</td> <td>24万円</td> <td>17万円</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	R2年度	63万円	19万円	17万円	R3年度	63万円	19万円	17万円	R4年度	65万円	20万円	17万円	R5年度	65万円	22万円	17万円	R6年度	65万円	24万円	17万円
	医療分	後期分	介護分																																
R4年度	65万円	20万円	17万円																																
	医療分	後期分	介護分																																
R2年度	63万円	19万円	17万円																																
R3年度	63万円	19万円	17万円																																
R4年度	65万円	20万円	17万円																																
R5年度	65万円	22万円	17万円																																
R6年度	65万円	24万円	17万円																																
3 医療費指数反映係数(α)引き下げに伴う激変緩和措置	<p>$\alpha = 0$になることにより納付金の金額が上昇する市町に対する激変緩和措置について、市町と協議の上、実施</p>		<p>令和7年度国保事業費納付金の算定にあたり、$\alpha = 0.75$として算定し、医療費の反映割合を従来より減少αの引き下げにより保険料負担が増加する市町(医療費水準が低い市町)に対して激変緩和を実施</p> <p>激変緩和措置として、$\alpha = 1$ から $\alpha = 0.75$ にしたときの標準保険料上昇幅の6分の5について県財源を投入して引き下げ</p>																																
4 標準保険料率の算定方式	<p>・標準保険料率は3方式(所得割・均等割・平等割)により算定</p> <p>・保険料水準の統一に向けて、各市町において資産割の廃止に伴う保険料負担の変化等の影響に配慮し、令和8年度までに3方式に移行することを目指すとともに、保険料設定を見直し</p>	<p>○保険料賦課方式(R5年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4方式</td> <td>9市町</td> <td>4市町</td> <td>3市町</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>8市町</td> <td>13市町</td> <td>14市町</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	4方式	9市町	4市町	3市町	3方式	8市町	13市町	14市町	<p>○保険料賦課方式(R6年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4方式</td> <td>5市町</td> <td>2市町</td> <td>2市町</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>12市町</td> <td>15市町</td> <td>15市町</td> </tr> </tbody> </table> <p>○R6年度税率改定実施市町:6市町 引上げ:3市町 引下げ:3市町</p> <p>・R6年度税率改定を行った市町はいずれも資産割率を引下げまたは廃止し、3方式への段階的移行を実施</p>		医療分	後期分	介護分	4方式	5市町	2市町	2市町	3方式	12市町	15市町	15市町								
	医療分	後期分	介護分																																
4方式	9市町	4市町	3市町																																
3方式	8市町	13市町	14市町																																
	医療分	後期分	介護分																																
4方式	5市町	2市町	2市町																																
3方式	12市町	15市町	15市町																																

第4章 保険料水準の統一に向けた取組みについて

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況												
		記載データ													
1 保険料水準統一の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が目指す保険料水準統一の定義は「原則として県内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となること」(国が定義づけている「完全統一」と同義) 														
2 保険料水準の統一目標年次	<ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度からの統一を目指す 		<p>「納付金ベースの統一」:令和10年度での統一を目指す</p> <p>※「納付金ベースの統一」とは、各市町が県に支払う国保事業費納付金の算定において、各市町の医療費水準を反映させないこと</p>												
3 統一に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費水準による調整 ・国保事業費納付金の算定に当たり、令和7年度から医療費指数反映係数αを0.25ずつ引き下げ、令和10年度に$\alpha = 0$として完全に医療費水準が反映されないようにする。 		<p>令和7年度国保事業費納付金の算定にあたり、$\alpha = 0.75$として算定し、医療費の反映割合を従前より減少αの引き下げにより保険料負担が増加する市町(医療費水準が低い市町)に対して激変緩和を実施</p> <p>激変緩和措置として、$\alpha = 1$から$\alpha = 0.75$にしたときの標準保険料上昇幅の6分の5について県財源を投入して引き下げ</p>												
	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料算定方式、賦課割合の統一 ・令和8年度までに全市町が3方式に移行 		<p>○保険料賦課方式(R6年度)(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4方式</td> <td>5市町</td> <td>2市町</td> <td>2市町</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>12市町</td> <td>15市町</td> <td>15市町</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	4方式	5市町	2市町	2市町	3方式	12市町	15市町	15市町
		医療分	後期分	介護分											
4方式	5市町	2市町	2市町												
3方式	12市町	15市町	15市町												
<ul style="list-style-type: none"> ○納付金の対象項目拡大 ・審査支払手数料、葬祭費・出産育児一時金について令和6年度から納付金の対象項目に加え、必要額を県から市町に交付 		<p>令和6年度納付金より、審査支払手数料、葬祭費・出産育児一時金を納付金の対象項目に加え、必要額を保険給付費等交付金(普通交付金)として、各市町に交付</p>													

	<p>○納付金の対象項目拡大 ・条例による減免(保険料、一部負担金)について、将来に向けて統一基準による運用を目指す</p>		<p>減免事由(災害、低所得、被扶養者減免など)や減免条件が市町によって異なっており、市町ごとの減免条件等を整理の上、今後市町と統一基準の策定に向けて協議予定</p>
	<p>○納付金の対象項目拡大 ・どの市町でも取り組む保健事業(標準的保健事業)の実施を目指し、事業に必要な額は納付金として徴収し、県から各市町に交付</p>		<p>各市町で実施している保健事業の内容や費用についてアンケートを実施 アンケート結果を基に県から特定健診、特定保健指導、医療費通知、後発医薬品差額通知の4項目を標準的保健事業として実施することを提案し、市町と協議中</p>
	<p>○市町個別公費等の取扱い ・各市町の交付されている個別公費を県財源へ切り替えて保険給付費に充てることを検討</p>		<p>市町個別公費のうち、県財源化するもの、市町に交付するものの仕分け案や県財源化する時期について県から提案し、市町と協議中</p>
	<p>○収納率の統一 ・令和10年度を目途に県の統一収納率を国保事業費納付金や標準保険料率の算定に反映</p>		<p>他県の先行事例を市町に紹介しながら、収納率の統一に向けて市町と協議中</p>
	<p>○法定外繰入の解消 ・新たな赤字補填目的の法定外繰入が発生しないように指導を実施 ・令和11年度末までに法定外繰入をすべて解消することを目指す</p>		<p>○県内市町国保の赤字の状況(再掲) ・決算補填等目的の法定外繰入 (R3) 42百万円【2市町】 (R4) 73百万円【1市町】 (R5) 97百万円【1市町】 ・過年度累積赤字(繰上充用) (R3~R5) なし ○赤字解消に向けた取組み(再掲) ・赤字削減・解消計画を策定し、段階的に赤字を解消【策定市町】 おい町(H30策定)</p>

	<p>○市町基金・繰越金の取扱い ・各市町は令和12年度の完全統一に向け各々保有している基金や繰越金を活用し、段階的に保険税率を見直し</p>	/	<p>・基金の将来的な取扱いについてアンケートを実施し、各市町の状況を把握(R6.8)</p>
	<p>○市町事務等の標準化・統一化 ・マイナ保険証を所有していない人に対して交付する資格確認書について、県内での統一を目指す ・このほか、標準化・統一化していく事務を市町と検討</p>	/	<p>・資格確認書の様式について、各市町にアンケートを実施の上、様式を統一</p>

第5章 保険料の徴収の適正な実施

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																					
		記載データ																						
1 保険料徴収の現状	<p>・市町国保の平均収納率は上昇傾向にあり、全国平均を上回って推移</p>	<p>○収納率(現年度分)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1129 1590 1268"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>93.39%</td> <td>91.92%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>96.19%</td> <td>94.24%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	28年度	93.39%	91.92%	R3年度	96.19%	94.24%	<p><保険料の収納率は全国より上回って推移></p> <table border="1" data-bbox="1783 1098 2421 1283"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>96.19%</td> <td>94.24%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>96.08%</td> <td>94.14%</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>96.02%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R3年度	96.19%	94.24%	R4年度	96.08%	94.14%	R5年度	96.02%	—
	福井県	全国																						
28年度	93.39%	91.92%																						
R3年度	96.19%	94.24%																						
	福井県	全国																						
R3年度	96.19%	94.24%																						
R4年度	96.08%	94.14%																						
R5年度	96.02%	—																						
2 収納対策	<p>・保険者規模別に収納率目標を設定 ・各市町の収納率目標の達成に向け、収納対策を強化</p>	<p>○保険者規模別収納率目標</p> <table border="1" data-bbox="1077 1392 1715 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規模</th> <th colspan="2">収納率目標</th> </tr> <tr> <th>第1目標</th> <th>第2目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千人未満</td> <td>97.18%</td> <td>98.24%</td> </tr> <tr> <td>5千~1万人</td> <td>96.48%</td> <td>97.54%</td> </tr> <tr> <td>1~2万人</td> <td>95.77%</td> <td>96.83%</td> </tr> <tr> <td>2~5万人</td> <td>95.07%</td> <td>96.13%</td> </tr> </tbody> </table>	規模	収納率目標		第1目標	第2目標	5千人未満	97.18%	98.24%	5千~1万人	96.48%	97.54%	1~2万人	95.77%	96.83%	2~5万人	95.07%	96.13%	<p>○保険者規模別収納率目標達成市町数(R5年度) 第1目標 … 16市町 第2目標 … 11市町</p> <p>○市町に対する指導監督により、収納対策の状況を確認し、助言・指導を実施 【R6年度】7市4町に対し実施</p> <p>【財政支援の実施】 ・規模別収納率目標を達成している市町に重点的に県特別交付金(2号分)を配分し、インセンティブを強化</p>				
規模	収納率目標																							
	第1目標	第2目標																						
5千人未満	97.18%	98.24%																						
5千~1万人	96.48%	97.54%																						
1~2万人	95.77%	96.83%																						
2~5万人	95.07%	96.13%																						

第6章 保険給付の適正な実施

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																												
		記載データ																													
1 保険給付の適正化の現状	・レセプト点検は国保連合会が一次点検、市町が二次点検を実施	(以下のとおり)																													
2 レセプト点検の充実強化	・市町が行うレセプト点検水準の底上げを図り、効率的に点検が行われるよう支援を実施	○レセプト二次点検(内容点検)の共同実施(R5年度)	○R6年度の取組状況 ・市町が共同で二次点検を実施(一括委託)する体制を整備 R6年度参画:15市町 ・共同実施により、点検項目の統一および一定の点検水準の確保、点検経費の削減を実現																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施状況</th> <th colspan="2">点検体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施</td> <td>17市町</td> <td>共同</td> <td>15市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>2市町</td> </tr> </tbody> </table>	実施状況		点検体制		実施	17市町	共同	15市町			その他	2市町																	
		実施状況		点検体制																											
実施	17市町	共同	15市町																												
		その他	2市町																												
○医療保険と介護保険の突合情報活用 ・全市町で実施	○R6年度の取組状況 ・介護給付適正化システムから提供される突合情報を活用し、医療と介護の給付に重複がないか等の確認を全市町が実施																														
			○国保医療給付専門員による助言・指導 ・市町や保険医療機関等からのレセプト内容等に関する疑義に対し助言・指導																												
3 療養費の支給の適正化	・療養費支給事務の標準化や取組事例の情報提供、市町に対する助言・指導等により療養費の適正化を推進		○療養費に係る事務マニュアルの活用 ・R1に作成した事務マニュアルを活用し、円滑な支給事務を推進																												
4 第三者行為求償の取組強化	・求償事務研修会を実施し、市町が行う強制執行手続きなどの債権管理手法に関する知識習得を推進	○交通事故による傷病届の損保代行率および提出までの平均日数	○交通事故による傷病届の損保代行率および平均日数																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>損保代行率</th> <th>平均日数</th> <th>損保支援率</th> <th>平均日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>83.8%</td> <td>107.5日</td> <td>85.7%</td> <td>147.9日</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>59.2%</td> <td>87.5日</td> <td>64.4%</td> <td>119.7日</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度		令和2年度		損保代行率	平均日数	損保支援率	平均日数	福井県	83.8%	107.5日	85.7%	147.9日	全国	59.2%	87.5日	64.4%	119.7日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>損保支援率</th> <th>平均日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>95.1%</td> <td>140.2日</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>73.1%</td> <td>130.9日</td> </tr> </tbody> </table>		令和4年度		損保支援率	平均日数	福井県	95.1%	140.2日	全国
	平成29年度			令和2年度																											
	損保代行率	平均日数	損保支援率	平均日数																											
福井県	83.8%	107.5日	85.7%	147.9日																											
全国	59.2%	87.5日	64.4%	119.7日																											
	令和4年度																														
	損保支援率	平均日数																													
福井県	95.1%	140.2日																													
全国	73.1%	130.9日																													
			○求償事務研修会の実施(R6年度) ・11月に管理職も対象とした第三者求償に係る研修会を実施(全市町参加)																												

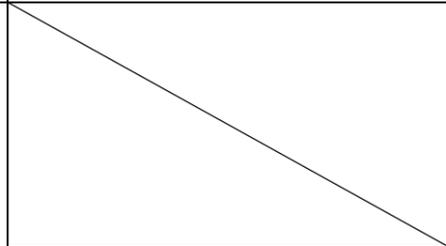
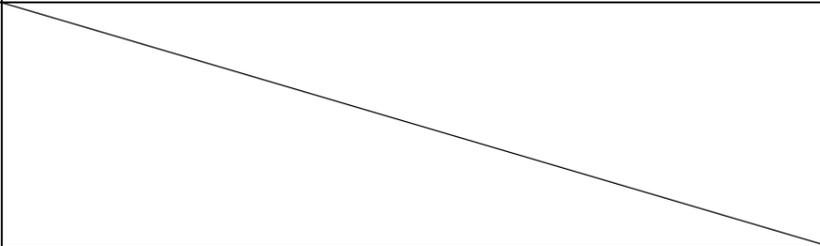
5 県による 保険給付の 点検	・県が広域的・専門的な見地 から給付点検を実施		○県による給付点検の実施 ・同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、県内市町間で異動が発生した場合にも適切な請求がなされているか、点検を実施
-----------------------	----------------------------	--	--

第7章 医療に要する費用の適正化の取組み

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																																										
		記載データ																																											
1 国保医療 費の現状	・市町国保の1人当たり医療費は、入院(食事療養・生活療養含む)、入院外(調剤含む)いずれも全国平均より高い水準で推移	<p>○1人当たり医療費〔入院〕</p> <table border="1" data-bbox="1026 642 1656 781"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>161,799円</td> <td>133,409円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>179,132円</td> <td>151,415円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1人当たり医療費〔入院外〕</p> <table border="1" data-bbox="1026 877 1656 1016"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>199,735円</td> <td>188,311円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>217,228円</td> <td>208,247円</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	H28年度	161,799円	133,409円	R3年度	179,132円	151,415円		福井県	全国	H28年度	199,735円	188,311円	R3年度	217,228円	208,247円	<p><引き続き全国平均を上回って推移></p> <p>○1人当たり医療費〔入院〕</p> <table border="1" data-bbox="1768 642 2415 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>179,132円</td> <td>151,415円</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>184,260円</td> <td>152,209円</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>192,625円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1人当たり医療費〔入院外〕</p> <table border="1" data-bbox="1768 919 2415 1129"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>217,228円</td> <td>208,247円</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>226,241円</td> <td>212,518円</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>230,428円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R3年度	179,132円	151,415円	R4年度	184,260円	152,209円	R5年度	192,625円	—		福井県	全国	R3年度	217,228円	208,247円	R4年度	226,241円	212,518円	R5年度	230,428円	—
	福井県	全国																																											
H28年度	161,799円	133,409円																																											
R3年度	179,132円	151,415円																																											
	福井県	全国																																											
H28年度	199,735円	188,311円																																											
R3年度	217,228円	208,247円																																											
	福井県	全国																																											
R3年度	179,132円	151,415円																																											
R4年度	184,260円	152,209円																																											
R5年度	192,625円	—																																											
	福井県	全国																																											
R3年度	217,228円	208,247円																																											
R4年度	226,241円	212,518円																																											
R5年度	230,428円	—																																											
2 医療費 適正化の取 組みの現状		(以下のとおり)																																											

		<p>○特定健診の受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>32.4%</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>32.4%</td> <td>36.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特定保健指導の実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>34.6%</td> <td>26.3%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>29.7%</td> <td>27.9%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	H28年度	32.4%	36.6%	R3年度	32.4%	36.4%		福井県	全国	H28年度	34.6%	26.3%	R3年度	29.7%	27.9%	<p><特定健診は上昇傾向だが全国平均以下></p> <p>○特定健診の受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>26.9%</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>32.4%</td> <td>36.4%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>33.6%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>R5年度(速報値)</td> <td>34.2%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○特定保健指導の実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>27.4%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>29.7%</td> <td>27.9%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>32.5%</td> <td>28.9%</td> </tr> <tr> <td>R5年度(速報値)</td> <td>29.8%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R2年度	26.9%	33.7%	R3年度	32.4%	36.4%	R4年度	33.6%	37.5%	R5年度(速報値)	34.2%			福井県	全国	R2年度	27.4%	27.9%	R3年度	29.7%	27.9%	R4年度	32.5%	28.9%	R5年度(速報値)	29.8%	
	福井県	全国																																																	
H28年度	32.4%	36.6%																																																	
R3年度	32.4%	36.4%																																																	
	福井県	全国																																																	
H28年度	34.6%	26.3%																																																	
R3年度	29.7%	27.9%																																																	
	福井県	全国																																																	
R2年度	26.9%	33.7%																																																	
R3年度	32.4%	36.4%																																																	
R4年度	33.6%	37.5%																																																	
R5年度(速報値)	34.2%																																																		
	福井県	全国																																																	
R2年度	27.4%	27.9%																																																	
R3年度	29.7%	27.9%																																																	
R4年度	32.5%	28.9%																																																	
R5年度(速報値)	29.8%																																																		
	<p>○医療費通知の充実</p> <p>・県特別交付金を活用し、医療費通知に係る費用を支援することにより、引き続き全市町で医療費通知を実施</p>	<p>○医療費通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>16市町</td> <td>年6回 :12市町 年3~5回:4市町</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>17市町</td> <td>年6回 :12市町 年3~5回:5市町</td> </tr> </tbody> </table>		通知	回数	H28年度	16市町	年6回 :12市町 年3~5回:4市町	R4年度	17市町	年6回 :12市町 年3~5回:5市町	<p>○医療費通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>17市町</td> <td>年5~6回:17市町</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>17市町</td> <td>年5~6回:17市町</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>17市町</td> <td>年5~7回:17市町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財政支援の強化】</p> <p>・県特別交付金(2号分)で、医療費通知の作成に係る経費を補助</p>		通知	回数	R3年度	17市町	年5~6回:17市町	R4年度	17市町	年5~6回:17市町	R5年度	17市町	年5~7回:17市町																											
	通知	回数																																																	
H28年度	16市町	年6回 :12市町 年3~5回:4市町																																																	
R4年度	17市町	年6回 :12市町 年3~5回:5市町																																																	
	通知	回数																																																	
R3年度	17市町	年5~6回:17市町																																																	
R4年度	17市町	年5~6回:17市町																																																	
R5年度	17市町	年5~7回:17市町																																																	
	<p>○後発医薬品の使用促進</p> <p>・後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知(差額通知)などにより、後発医薬品を普及</p>	<p>○後発医薬品使用割合(数量ベース、年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>73.8%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>77.4%</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>80.4%</td> <td>77.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○後発医薬品差額通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町数</th> <th>平均実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>17市町</td> <td>4.0回</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>17市町</td> <td>4.6回</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	H29年度	73.8%	—	H30年度	77.4%	74.6%	R元年度	80.4%	77.4%		市町数	平均実施回数	H25年度	17市町	4.0回	R元年度	17市町	4.6回	<p>○後発医薬品使用割合(数量ベース、年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>79.9%</td> <td>79.3%</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>81.5%</td> <td>80.9%</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>83.1%</td> <td>82.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福井県、全国ともに医科入院、DPC、医科入院外、歯科、調剤分のNDBのレセプトから集計</p> <p>○後発医薬品差額通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町数</th> <th>平均実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>17市町</td> <td>5.0回</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>17市町</td> <td>4.9回</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>17市町</td> <td>4.8回</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財政支援の強化】</p> <p>・県特別交付金(2号分)で、差額通知の郵送費を補助</p>		福井県	全国	R3年度	79.9%	79.3%	R4年度	81.5%	80.9%	R5年度	83.1%	82.7%		市町数	平均実施回数	R3年度	17市町	5.0回	R4年度	17市町	4.9回	R5年度	17市町	4.8回			
	福井県	全国																																																	
H29年度	73.8%	—																																																	
H30年度	77.4%	74.6%																																																	
R元年度	80.4%	77.4%																																																	
	市町数	平均実施回数																																																	
H25年度	17市町	4.0回																																																	
R元年度	17市町	4.6回																																																	
	福井県	全国																																																	
R3年度	79.9%	79.3%																																																	
R4年度	81.5%	80.9%																																																	
R5年度	83.1%	82.7%																																																	
	市町数	平均実施回数																																																	
R3年度	17市町	5.0回																																																	
R4年度	17市町	4.9回																																																	
R5年度	17市町	4.8回																																																	

3 医療費適正化計画との関係	・第4期医療費適正化計画に定める取組内容と整合性を取り、医療費の適正化を図る		(以下に記載のとおり)																							
	○後発医薬品の使用促進 ・県は後発医薬品の数量シェアを市町に情報提供		○後発医薬品差額通知の実施状況(再掲) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町数</th> <th>平均実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3年度</td> <td>17市町</td> <td>5.0回</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>17市町</td> <td>4.9回</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>17市町</td> <td>4.8回</td> </tr> </tbody> </table>		市町数	平均実施回数	R3年度	17市町	5.0回	R4年度	17市町	4.9回	R5年度	17市町	4.8回											
		市町数	平均実施回数																							
	R3年度	17市町	5.0回																							
	R4年度	17市町	4.9回																							
R5年度	17市町	4.8回																								
○重複・多剤投与の適正化 ・県モデル事業として作成した「敦賀市薬剤適正使用多職種連携プログラム」の取組みを広め、県内医療機関・薬局保険者における連携体制の構築を促進		【モデル事業の推進】 ・敦賀市をモデルとした事業に関する研修会について、アーカイブ配信等による内容や仕組みの紹介を県内市町等に改めて周知。 ・ヒアリング等の機会を活用し、各市町における課題等を把握。																								
○生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 ・福井県版糖尿病性腎症重症化プログラムに基づき、糖尿病等の重症化予防を推進		【福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用】 ・国の改定に準じて、福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを改定(R6.8.19) ・レセプトから抽出した糖尿病治療中断者のリストを市町に提供し、市町から受診勧奨を実施 ・生活習慣病重症化予防アドバイザー派遣事業として、希望する市町に対して、管理栄養士や認定看護師等を派遣																								
○適正受診および適正投薬の推進 ・「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」の定着を図るための普及啓発 ・医薬品の重複投薬や残薬を減らすため、薬剤師会と	○重複受診・服薬の訪問指導の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複頻回受診者</th> <th>重複服薬者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>10市町</td> <td>14市町</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>5市町</td> <td>15市町</td> </tr> </tbody> </table>		重複頻回受診者	重複服薬者	H29年度	10市町	14市町	R4年度	5市町	15市町	○重複受診・服薬指導の実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複頻回受診者</th> <th>重複服薬者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>14市町</td> <td>17市町</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>15市町</td> <td>16市町</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>12市町</td> <td>17市町</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>12市町</td> <td>13市町</td> </tr> </tbody> </table>		重複頻回受診者	重複服薬者	R2年度	14市町	17市町	R3年度	15市町	16市町	R4年度	12市町	17市町	R5年度	12市町	13市町
	重複頻回受診者	重複服薬者																								
H29年度	10市町	14市町																								
R4年度	5市町	15市町																								
	重複頻回受診者	重複服薬者																								
R2年度	14市町	17市町																								
R3年度	15市町	16市町																								
R4年度	12市町	17市町																								
R5年度	12市町	13市町																								

	<p>連携しお薬手帳の普及を図るとともに、適正投薬に向けた多職種連携体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における重複・頻回受診者や重複服薬者に対する訪問指導などの取組みを支援し、拡充 		<p>【かかりつけ医等の定着を図るための啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つことの重要性等をテーマとした市民公開講座を開催予定 ・「薬と健康の週間」に合わせ、かかりつけ薬局・薬剤師を推進するための新聞広告を掲載 <p>【多剤服薬の適正化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県薬剤師会に委託し、適正投薬に関するリーフレット、ポスターを作成し、関係機関に配布し、周知啓発 ・イベント実施の機会を通じて、お薬手帳の普及や上記リーフレットを活用して、一般県民向けに周知実施 ・各市町が実施する服薬適正化に関する取り組みについて、状況や課題を把握
<p>4 医療費の適正化に向けた取組み</p>		<p>(以下のとおり)</p>	
	<p>○特定健診受診率および特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保険者努力支援制度や県特別交付金などにより、各市町の受診勧奨・保健指導の実施状況や受診率等の改善状況に応じた財政支援を実施 ・医師会と連携し特定健診実施医療機関による診療窓口での健診受診の呼びかけや、市町などと連携した啓発を実施 		<p>【未受診者への受診勧奨の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TVCM、新聞広告、ポスター、デジタル掲示板、インターネット広告等による受診勧奨を実施 ・ショッピングセンターにおいて、特定健診受診促進を目的とした県民参加型のイベントを実施(R6.12.13、14) <p>【財政支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率および特定保健指導実施率が高い市町に重点的に県特別交付金(2号分)を配分し、インセンティブを強化

<p>○医療費通知の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県特別交付金を活用し医療費通知に係る費用を支援することにより、全市町で医療費通知を実施 		<p>○医療費通知の実施状況(再掲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3 年度</td> <td>17 市町</td> <td>年 5～6 回:17 市町</td> </tr> <tr> <td>R4 年度</td> <td>17 市町</td> <td>年 5～6 回:17 市町</td> </tr> <tr> <td>R5 年度</td> <td>17 市町</td> <td>年 5～7 回:17 市町</td> </tr> </tbody> </table>		通知	回数	R3 年度	17 市町	年 5～6 回:17 市町	R4 年度	17 市町	年 5～6 回:17 市町	R5 年度	17 市町	年 5～7 回:17 市町
	通知	回数												
R3 年度	17 市町	年 5～6 回:17 市町												
R4 年度	17 市町	年 5～6 回:17 市町												
R5 年度	17 市町	年 5～7 回:17 市町												
<p>○生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県および市町は、食生活や運動習慣を改善し健康づくりを進める 		<p>【歩行促進事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民が取り組みやすい「歩行」を通じて運動習慣の定着を図るため、一定期間のウォーキングに対してインセンティブ付与(R6.9月～12月) <p>【「ふくい100彩ごはん」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩分控えめで野菜を多く使用したバランスの取れた食事メニューを「ふくい100彩ごはん」として認証 ・R6 年度から減塩の基準を強化した「省塩プレミアム」メニューを新設 <p>R6.11 現在 認証メニュー数 233(うち省塩プレミアム 11)</p>												
<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合や各市町と連携し、後期高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業の一体的実施を推進 		<p>○一体的実施の実施状況</p> <p>R4 年度:8 市町 R5 年度:11 市町 R6 年度:17 市町</p> <p>【一体的実施に関する研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会の機会を通じて、広域連合等と意見交換を実施(R6.11.8) 												
<p>○保険者協議会の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協議会において、各保険者が実施している保健事業や課題を共有するとともに、保険者全体で効果的な事業を検討し実施 		<p>【保険者協議会の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に対する特定健診の受診を促す周知啓発活動や、医療機関等に対する後発医薬品の使用促進やこどもの医療の適正化の協力依頼を実施 												

第8章 市町が担う国民健康保険事業の広域のおよび効率的な運営の推進

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 広域のおよび効率的な運営の推進に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市町国保事務のうち、標準的な取扱いや広域的な実施により、事務や経費の削減につながるものについて標準化を実施 ・引き続き県と市町が協議し、さらなる事務の標準化・統一化・共同化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度以降に標準化した項目 ①被保険者証の更新時期統一および高齢受給者証との一体化(R元～) ②「外国人に係る国民健康保険の標準的な資格適用基準例」および「DV 被害者に係る対応事例集」を策定(R元～) ③世帯の継続性について、国の参酌基準に基づいて判定(H30～) ④異動情報について、国の取扱要領に基づき運用(H30～) ⑤レセプト点検共同事業を実施(H30～) ⑥「高額療養費の支給勧奨に係る標準的な運用基準例」を策定(R元～) ⑦「療養費に係る事務マニュアル」を策定 ⑧「第三者行為求償の対象者抽出・確認方法マニュアル」を策定(R2～) ⑨「一部負担金の減免に係る標準的な運用基準例」を策定(H30～) ⑩「国民健康保険税の減免に係る標準的な運用基準例」を策定(H30～) ⑪保険給付費について、県国保連合会への直接払いを実施(H30～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナ保険証への移行に伴い新たに発行する資格確認書の様式を県内で統一 通常:カード型 特別療養費:はがき型

第9章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	・国保データベース(KDB)システム等の活用による市町保健事業への支援		<p>・KDB システムから抽出した市町毎の医療費等データをグラフ化し、提供(国保連)</p> <p>【県国保ヘルスアップ支援事業】</p> <p>・国保・後期の医療・介護のレセプトデータや健診データ等を分析できる体制を構築し、県民の健康課題や健康長寿の延伸を阻む要因等の明確化を図る。R6年度は、急性心筋梗塞の発症リスクを探り、市町に対し分析結果を説明し保健事業に活用</p>
2 他計画との整合性	・県は広域的な保険者として、本運営方針と県の老人福祉計画・介護保険事業支援計画、医療計画、元気な福井の健康づくり応援計画、医療費適正化計画などとの整合性を図り、関連する保健・医療・福祉サービスを推進		・第7章に記載のとおり、医療費適正化の取組みを推進

第10章 施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整	<p>・福井県国保運営方針連携会議において県・市町・国保連の意見調整を実施</p> <p>・福井県国保運営方針の3年ごとの検証・見直し</p>		<p>○連携会議の開催状況(R6年度)</p> <p>・連携会議 (6月・10月・11月・2月の4回開催)</p> <p>・担当者会議 (5月・7月・8月・9月・10月・11月・3月の7回開催)</p>